別表十（五）付表一　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第59条の３第１項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合（当該対象事業年度（同項に規定する対象事業年度をいう。）前の各事業年度のうちに、同項の規定の適用を受けた事業年度のうちその終了の日が最も遅い事業年度後の事業年度がある場合に限る。）に記載すること。

2　「(3)のうち特許権譲受等取引によつて生じた金額　(4)」及び「(12)のうち特許権譲受等取引によつて生じた金額　(13)」の各欄の内書には、当該各欄に記載する金額のうち当該法人に係る関連者（租税特別措置法第59条の３第２項第１号に規定する関連者をいう。以下この号において同じ。）との間で行つた同項第５号イに規定する特許権譲受等取引（同条第６項の規定により当該法人に係る関連者との間で行われた同号イに規定する特許権譲受等取引とみなされたものを含む。）に係る金額を記載すること。